

- 鳥取県教育委員会委員長 井上善一
- 一日時 昭和四十一年十二月二十日 午後一時三十分
 - 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 - 三 議題
 - 1 昭和四十二年予算について
 - 2 その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

県

(定価一冊一圓月三圓四角送料を含む。)

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 争議行為を行なう旨の通知
- 解除予定の保安林
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林
- 土地の用途廃止
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞

告示

鳥取県告示第六百八十五号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥国医 一三三二 佐久本 健 昭和四十一年十一月二十一日

鳥取県告示第六百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥国業 一七一 高塚美知子 昭和四十一年十一月三十日
" 一七二 武本 博之
" 一七三 堀江 祐子
" 一七四 荒金 清美

鳥取県告示第六百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	在 地	法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名	申出の受理の年月日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五ノ一	全都道府県	昭和四十一年十一月二十三日

鳥取県告示第六百八十八号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取第一病院労働組合執行委員長 安田孝雄から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事件 昭和四十一年年度年末一時金要求の件
- 二 日時 昭和四十一年十二月十九日午前零時から本件の完全解決に至るまで
- 三 場所 鳥取第一病院内
- 四 概要 部分的又は全面的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第六百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 気高郡気高町大字浜村字東浜七八四の五四
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 三 解除の理由

配電線路敷地並びにその附帯敷地とするため(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月五日から用途廃止した。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 倉吉市下古川字宝大寺九七番二地先
- 鳥取県告示第六百九十三号
- 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月七日から用途廃止した。
- 昭和四十一年十二月十三日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

所 面 積 用 途

平方メートル	水路敷
三六・六八	水路敷
四六・六九	道路敷
六六・〇三	
四二・五〇	
八五・五九	水路敷

- | | | | |
|----|-------------------|----|-----|
| 19 | 八頭郡八東町大字中一〇六 | 藤田 | 勇史 |
| 20 | 八頭郡佐治村大字大井一一〇 | 森田 | 広史 |
| 21 | 八頭郡智頭町大字大呂一一二 | 山本 | 庸彦 |
| 22 | 気高郡気高町大字勝見六八二の四五 | 岸上 | 和彦 |
| 23 | 気高郡青谷町大字河原三八九 | 房安 | 俊樹 |
| 24 | 気高郡鹿野町大字鹿野一六七〇 | 滝安 | 憲章 |
| 25 | 倉吉市別所一三四 | 筏津 | 隆章 |
| 26 | 倉吉市下田中一八四 | 中原 | 美光 |
| 27 | 鳥取市東品治一〇五の四 | 山本 | 義光 |
| 28 | 倉吉市伊木三〇九の一 | 芦立 | 義光 |
| 29 | 倉吉市八幡三一一の一〇 | 長田 | 小枝子 |
| 30 | 東伯郡羽合町大字南谷四四六 | 松本 | 栄次郎 |
| 31 | 東伯郡関金町大字大鳥居一〇三三の六 | 鳥飼 | 親一郎 |
| 32 | 東伯郡三朝町大字鎌田四二〇 | 吉岡 | 英之 |
| 33 | 東伯郡泊村大字宇谷八一三 | 前田 | 輝典 |
| 34 | 東伯郡北条町大字国坂二〇一 | 前田 | 操典 |

公安委員会告示

- 湖山町字小山ヶ前七四八番一地先
 七四八番一地先から七六三番地先まで
 七四七番一地先から七六二番地先まで
 七六九番一地先
 七六一番地先及び七六〇番一地先
 岩美郡国府町大字新井字田二五六番一地先及び二五六番三地先から二五七番三地先まで
 大字麻生字大下河原二九七番二地先から四〇二番二地先まで
 気高郡気高町大字八東水字中船戸屋敷一六四六番一地先

- | | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 五・五〇 | 道路敷 | 井上 | 幸司 |
| 五〇・二〇 | 水路敷 | 吉田 | 幸司 |
| 二四・八〇 | 道路敷 | 村山 | 幸弘 |
| 九・〇〇 | " | 山田 | 昇治 |
| 四二・五九 | 水路敷 | 大久保 | 正彦 |
| 一九五・〇七 | " | 植村 | 勝彦 |
| 一〇一・〇二 | " | 西本 | 忠彦 |
| 一一三・五二 | 海浜地 | 田中 | 富士峯 |

鳥取県公安委員会告示第四十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 沢住 辰蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十二月二十二日 午前十時から
 鳥取市東町、鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | | |
|---|---------------|----|----|
| 1 | 岩美郡岩美町大字陸上六七五 | 河口 | 順一 |
| 2 | 鳥取市二階町一丁目二三 | 小椋 | 博一 |
| 3 | 鳥取市田島五九〇 | 古本 | 石松 |

- | | | | |
|----|------------------|-----|-----|
| 4 | 鳥取市正蓮寺一二五 | 井上 | 幸司 |
| 5 | 鳥取市相生町二丁目五〇一 | 吉田 | 幸司 |
| 6 | 鳥取市伏野一〇七一の一 | 村山 | 幸弘 |
| 7 | 鳥取市新町五〇 上田ビル内 | 山田 | 昇治 |
| 8 | 鳥取市賀露町一〇一五 | 大久保 | 正彦 |
| 9 | 鳥取市西品治三二の二 | 植村 | 勝彦 |
| 10 | 鳥取市下味野一八二 | 西本 | 忠彦 |
| 11 | 鳥取市富安一七五 田中アパート内 | 田中 | 富士峯 |
| 12 | 鳥取市賀露町一一〇一 | 浜本 | 啓一 |
| 13 | 鳥取市浜坂一三二八の一 | 本郷 | 啓一 |
| 14 | 鳥取市元鑄物師町八二の三 | 平田 | 政幸 |
| 15 | 岩美郡国府町大字神垣一〇三 | 森田 | 唯雄 |
| 16 | 岩美郡国府町大字高岡九二六の一 | 西山 | 則也 |
| 17 | 八頭郡家町大字篠波四八六 | 宮崎 | 美智英 |
| 18 | 八頭郡河原町大字釜口六三三 | 薬狩 | 昌史 |